経済と経営 *46－1・2*(2016.3)

〈論 文〉

私有財産制度と正義論
—— ロールズ再考 ——

堀 川 哲

「わたしの見るところ，マルクス主義者は少なくとも一点において正しかった。すなわち，政治の中心問題とは，富める者と貧しき者との関係の問題であるという点である。」(Rorty 1999: 232/訳 288)

はじめに

人間の社会は 2 つの基本問題をもっている。まず第 1 には貧困の問題があり，そして次に自由の問題がある。貧困の解消がなされても，その社会には自由がないということはありうる。独裁的な政治権力と貧困の解消は両立しないわけではない。その反対に自由で民主的な政治システムをもった社会であるが，しかし広範囲の貧困が存在するという状態はありうるだろう。貧困の問題と自由の問題は次元を異にする問題である。貧困だけに目が向けば自由がおろそかになる。自由だけに注意すれば貧困に目をつむることになる。人間の社会と哲学はこの両面に対して適切に対応し「自由で豊かな社会」をつくろうとする。

一般に貧困の解消を重視する人びとは自由を軽視し，逆に自由を重視する人びとは貧困と格差の問題を無視してきた。一方では貧困問題の解決のためには富者の人権など無視できる（無視すべきである）と考える人びとがいたし，いまもいるだろう。他方では法のもとでの平等があれば，あとは各人の努力の問題である，貧困は自己責任の問題であると考える人びとがいるだろう。これに対してロールズの正義論は(1)格差原理と矯正原理によって貧困・格差問題と向かい合い，そして(2)功利主義批判と「基本的自由」の優先性原理によって国家権力に対抗する個人の自由を擁護する。それは自由と貧困の両面に向かい合う平等主義リベラリズムのひとつのかたちを示す。

ロールズの政治哲学の核心にあるのは（生産手段の）私有財産制度の（制御あるいは廃止の）問題である。すなわち資本主義的所有制度とこれに対応する（不平等な）分配制度こそは正義論の焦点であるという自覚がロールズにはある。分配のシステムは正義に従属する。いかに効率的な分配システムであっても，もしそれが正義に反するものであれば廃止されなければならない。『正義論』冒頭でロールズはこう宣言していた。

「真理が思想の体系にとって第一の徳（the first virtue）であるように，正義は社会の諸制度の第

一の徳である。どれほど優美で無駄のない理論であろうとも，もしそれが真理に反しているのなら，棄却し修正せねばならない。それと同じように，どれほど効率的でうまく編成されている法や制度であろうとも，もしそれらが正義に反するのであれば，改革し廃絶せねばならない。」(Rawls 1999: 3/訳 6)

では正義とはなにか。ロールズに従えば，正義とは公正である（Justice as fairness)。公正とは自然的・社会的な偶然の支配を矯正するということである。そしてこの正義を実現する方法は市民たちがもつ多様な能力を社会の共有財産とみなし，そこから生まれる富を市民のニーズの優先度に応じて分配することである。ロールズ自身はニーズに応じた分配論を直接展開しているわけではないが，彼の正義論はこのような方向への足がかりとなる論理をいくつか示している。

第 1 章　正義論の世界

1．正義の可能性

人間は社会のなかで生きる。人びとの行為は相互に関連しあい，全体としてそこに社会的な協働のネットワークが成立する。この協働のネットワークは（社会的協働が存在しない場合よりも）大きな利益を生みだし，この利益の分配をめぐって争いは起きる。この争いを解決するために人びとに権利と義務が配分される。この権利と義務の配分が公正なものであるとき（公正であるという共通感覚が成立しているとき)，その社会は正義を実現している。

争いが起きる理由はまず第 1 に資源の希少性にある。人びとの欲求に対して社会的協働の生みだすものが相対的に希少であるとき争いは必然である。全員の欲求が充足されないとすれば調整が必要になる。権利と義務（負担）の配分が必要になる。ただし調整が可能であるのは希少性の程度が「適度なもの」であるときである。極端な希少性のもとでは調整は不可能となり，正義が生まれる可能性もない(その余裕がなくなる)。その状況では露骨な暴力が発動され，ジャングルの掟が支配することになろう。「適度な希少性」(moderate scarcity) が正義を必要とし，また可能とする。言葉を換えれば，ロールズ的な正義の理論は現代の（適度な希少性をもった）先進社会をベースにしなければ有効ではないということになる。極貧の社会では別の正義論が必要になるはずである。そういう地域ではまだロールズ的な正義論を問題にできるレベルにまで社会が進化していないのである[1)]。

争いが発生する第 2 の理由は人びとが自分の利益を優先するからである。利己的であるから争いが生まれる。人びとがお互いに（自分ではなく）他者の生命と幸福を優先するのであれば争いは発生しない。1 個のパンしかなく，人びとがお互いに譲り合えば，パンをめぐる争いは生まれない。しかし正義論はこのような聖者の社会を前提とはしない。

聖者の社会を前提とはしないが，しかし正義の社会を構成する人びとは（ある水準まで）啓蒙された存在でなければならない。社会には自分（たち）とは異なった価値観をもち，自分（たち）とは異なった生き方をする人びと（他者）がいる。他者とは自分とは異質な人びとである。正義の社会を構成する人びとは他者が自分（たち）の生き方を尊重するかぎり他者の生き方を尊重するという（寛容の）精神をもっていなければならない。異質なもの（われわれと違った考え方をするもの）

とは共生しない，再教育するか殲滅する，というのであれば協議する余地はなくなる。そこでは戦場しか残されていない。

こうして⑴適度な希少性のもとで，⑵自己利益を優先する人びと，しかしなお⑶他者との共生のための妥協をする用意のある人びと，これが正義論を必要とし，また可能とする舞台である。適度な希少性と寛容な人びとの存在(そのレベルにまで啓蒙されている人びと)，社会がこの水準に到達したときにはじめて（ロールズ的な）正義について議論することが可能となる。ロールズの正義論は先進国の（平均的な）人びとがもっている直観（常識）を言語化したものだと言われるゆえんである（だから間違いというのではない)。

2．現実との和解

理性的なものは現実的なものであり，現実的なものは理性的なものだ —— ヘーゲルの(評判の悪い）言葉であるが，この視点はマルクスにも，そしてロールズにも共通している。政治哲学の出発点は「現在」である。現在のうちに（すでに）存在しないものは将来においても現れることはない。無から有（未来）は生まれない。将来に生まれるものはすでに（潜勢的に）現在において存在している。そして哲学は現在のうちにすでに存在する理性的なものを探しだしそれを言葉ですくい上げる。現在における理性的なものは人びとの直観のうちに存在する。その直観を拾い上げ，ロゴスで整理し秩序づけていく，それがロールズの（というより哲学の）仕事である。

人びとの直観を言葉にする仕事はまた精神が現実と和解する作業でもある。

この時代，私たちは様々な経験をつんできた。そうした経験から，私たちは個人の権利と自由は大切なものであるという常識（直観）をもっている。国家権力の拡大は危険なものだという直観をもっているし，他人は私とはことなる存在であり，そうした他者の権利と自由を尊重しなければならないという常識をもっている。私たちは民主主義と政治的自由の世界に生きているし，それを手放すつもりはないと思っている。これがロールズ正義論の舞台である。いろいろあっても私たちが今生きている社会はそれほど不合理なものではないのだ。精神はこの事実を確認することによって世界と「和解」する。それが政治哲学のひとつの仕事となる。

「ひとつの哲学的な視点から適切に理解されるならば，われわれの社会の諸制度が合理的であり，かつ，長期間にわたって発展してその現在の合理的な形態を獲得するようになった，その方法を示すことによって，政治哲学は，われわれの社会とその歴史に対する欲求不満や憤怒を和らげようと努めることができる。」(Rawls 2001: 3/訳 6)

私たちの社会に（すでに）存在する合理的なものを取り出してみる。そしてそれを材料にして何ができるかを考えてみようとロールズは言うのである。

「公正としての正義は，現実主義的にユートピア的である。それは，現実的に実行可能なものの限界を見定める。すなわち，民主政体はわれわれの世界において……どの程度その適切な政治的諸価値の完全な実現 —— そう言いたければ，民主的極致（democratic perfection）—— を達成できるかを見定めるのである。」(Rawls 2001: 13/訳 22)

3．正義の 2 つの原理

ロールズのいう正義の原理は次のものである（正義の原理の表現はテキストの場所によって少し

ことなるが，本質的な点では変わりはない)。この原理を充足した社会が正義の社会である。この原理を充足していない社会は不正義な社会である（変革を要する）ということである。

正義の原理

⑴ 各人は基本的自由の体系への平等な権利をもつ。

⑵ 社会的・経済的不平等は（a）最も恵まれない人びとの利益となり，また（b）公正な機会という条件のもとですべての人びとに開かれている職務や地位にのみ伴うものでなければならない，という二つの条件を満たさなければ認められない。

簡単に要点をみる。「正義の原理⑴」でいう「基本的自由」とは，政治的な自由（投票権，公職就任権など)，言論および集会の自由，良心の自由，思想の自由，恣意的な逮捕からの自由，個人的財産（動産）を所有する権利，といったものである。

正義の原理は記載された順番で遵守されなければならない。つまり正義の原理⑴は正義の原理⑵に優先する。

正義の原理がこの順序で遵守されなければならないという規則は重要である。それは(たとえば)貧困を救済するために（あるいは「公共の利益」のために)，市民の全員あるいは一部の「基本的自由」を制限することは許されない，といっている。貧困をなくすためという理由で市民の政治的な自由を制限するのは正義に反するのである。正義の原理⑴は無条件に遵守されなければならないという位置にある。たとえ公共の利益（全体の利益）に反するとしても，その理由で侵害することのできない個人の権利が存在する。この原理によってプロレタリア独裁など，左右の全体主義はア・プリオリに排除される。

基本的自由の優先性という考え方に対して，なぜ基本的自由が貧困解消の問題よりも優先されなければならないのか，という批判はある。大衆の貧困の解消のために支配階級の基本的人権を制約する（あるいは廃止する）ことは許されないのか，という批判である。ボリシェヴィキであればこんな正義などはなから相手にしないだろう。(レーニンによれば「プロレタリアートの革命的独裁は，暴力に立脚し，どんな法律にも拘束されない権力である」)民衆が飢餓状態にある国では支配階級の人間の基本的人権など問題にならないというのももっともなところがある。ブルジョアジーの人権を尊重していれば何もできないということもある。しかし，先にも書いたが，正義の原理は真空のなかで提出されるものではない。それぞれの社会がおかれている状況に応じて正義の原理の優先順位は変わってくる。そしてロールズが舞台としているのは「適度な希少性」の社会である。そういうところでは通常は最低限のパンと生活，そして政治的自由の権利は国民全員に保証されている。政治的自由があるところでは「暴動権」はない。社会の改革は万人の基本的人権を尊重しつつ実行されなければならない。そういう社会では基本的自由の保護が最優先のテーマとなるはずである。そうでなければ啓蒙された社会の啓蒙された市民たちは改革を支持しないであろう。

第 2 章　格差原理 —— 自然と正義

1．私有財産権は基本権ではない

ロールズは基本的自由のひとつに「個人的財産（動産）personal property」を所有する権利をあげていた。しかし彼は生産手段の所有を基本権とは認めていない。これはロールズ政治哲学において決定的に重要なところである。

「(生産手段のような）類いの財産を所有する権利や，自由放任（レッセ・フェール）の学説が肯定するような契約の自由は基本的なものではないため，第一原理の優先権によって保護されない。」（Rawls 1999: 54/訳 85-6）あるいはこうも言う。生産手段を所有する「権利は，基本的権利ではなく，それが現存する諸条件下で正義原理を充たす実効的な方法でなければならないという要件に制約されている。」（Rawls 2001: 177/訳 308）

生産手段を所有する権利は資本主義社会では基本的なものである。資本主義の陣営にある人びとはまずこの権利を最上位のものと考えるであろう。しかしロールズはそうではない。ロールズの正義の社会では生産手段の所有権は不可侵の権利ではない。国家（社会）は必要とあればいつでもこの権利を剝奪あるいは制限できる。正義は所有権に優先し，所有権を制約する。ロールズの議論は最初から「反資本主義」の側に大きく傾いている。

財産権（所有権）の問題はロールズの正義論にとって核心的な位置にある。

「歴史的に見て，立憲政体の主な欠陥のひとつは，政治的自由の公正な価値を確実なものにできなかったことにある。……政治的平等と両立可能な程度をはるかに超えて拡大した，所有および富の分配の格差は，法システムによって概して容認されてきた。(中略）経済的･社会的システムにおける不平等は，幸運な歴史的条件のもとでは存在していたかもしれない政治的平等を，どんなものであれすぐに弱体化してしまうだろう。普通選挙権をもってしても政治的不平等の埋め合わせとしてはじゅうぶんではない。なぜなら，政党と選挙が公的資金ではなく私的な寄付によって賄われる場合には，政治のフォーラム（広場）は有力な利害関係者（勢力）の願望によって制約され，正義にかなった憲法上のルールを確立するために必要な基本的な法案が適切に提出されることはめったに起こらないからである。」（Rawls 1999: 198-9. 訳 306-7）

私たちが日々経験しているように，財力は政治を支配し民主主義を空洞化する。「国家権力はブルジョア階級の共同事務を処理するための委員会にすぎない」という『共産党宣言』の告発は本質を突いている。経済的・社会的不平等が拡大するならば，自由もまた絵に描いた餅となろう。富の集中を阻止することはロールズ正義論にとって絶対的な要請となる。所有権の無制限な運動が富の集中を招く場合には，正義はいつでも所有権に介入できる。所有権は神聖不可侵の権利ではない。所有権は正義に従属するのである[2)]。

2．道徳的に行動する

正義の第二原理は格差原理（difference principle）と呼ばれる。この原理は（とりわけ所得の）不平等を許容する条件を語っている。どういう場合に分配の不平等は認められるか，その条件を語っ

ている。分配の不平等は説明責任をもとめられるのである。

人間というものは（生物の自然として）利己的な性質をもっている。私がxに賛成するのは（それが正しいからというよりも），xに賛成することが私の得になるからだ，ということはよくあることだ。私は自分の損得という観点からxに賛成しyに反対するかもしれない。これはしかし道徳的な行動ではない。「道徳的に正しいおこない」とは自分の損得を考えずに（自分の損になる場合でも）公正な観点から判断し行動することである。

「自分に不利益な場合でも，道徳の諸原理は承認されなければならない。あるひとの道徳判断がつねに彼の利害と合致しているならば，そのひとはまったく道徳をもっていないのではないかと疑ってみることができよう。」あるいはこうも言う。「道徳をもつということは，少なくとも，他人の行動と同様，自分自身の行動にも，公平に適用される諸原理を承認し，さらに，自分自身の利害の追求に対して制約あるいは限界をもうけるような諸原理を承認することを含意している。」（Rawls 1958: 54/訳 41，42）

現実には道徳的に行動できるひとは多くないかもしれない。自分のことしか考えない人間は多く存在するかもしれない。しかしそういう人びとを基準にすると正義の原理を構築することはできない。お金持ちの多くは福祉政策の拡大には消極的であろうし，貧者は逆に積極的になるだろう。どの階級・身分に所属するかによって判断がことなる。知性や容姿に恵まれた人びとの判断はそうでない人びとの判断とはことなりうる。彼らは「自分の得になるか損になるか」という基準で判断している。道徳的な正しさをもとめる政治哲学としてはこれではこまる（現実の人びとの行為をただ記述するだけであれば哲学はいらない）。そこでロールズは「原初状態」を仮設し，そこにいる人びとに「無知のヴェール」をかける。無知のヴェールをかけられた人びとは自分の才能，出身階級，生まれ育つ家庭環境などがまるで分からない。そうした情報は遮断され，その情報遮断の環境のなかで正義の原理を構築しようとする。すると原初状態にいる人びとは公正にならざるをえない。ここでは「私のため」の選択は必然的に「みなのため」の選択となる。「ひとりは万人のために，万人はひとりのために」という状況が論理的に仮構されるのである。

原初状態では「誰も社会における自分の境遇，階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく，もって生まれた資産や能力，知性，体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知っていない。……正義の諸原理は〈無知のヴェール〉に覆われた状態のままで選択される。諸原理を選択するにあたって，自然本性的な偶然性｛才能・容姿などのちがい｝や社会情況による偶然性｛自分が育つ家庭環境などのちがい｝のちがいが結果的にある人を有利にしたり不利にしたりすることがなくなる，という条件がこれによって確保される。」したがって原初状態において「到達された基本合意は公正なものとなる，と言ってもよかろう。これが『公正としての正義』という名称のふさわしさを説明してくれる。」（Rawls 1999: 11/訳 18.｛　｝内は引用者）

3．自然と正義

財をどのように分配すればいいのか，これを取り決めるさいに，原初状態の人びとはまず「平等

な分配」を選択するだろうとロールズはみる（分配の平等がデフォルトである）。自分の利益を優先すれば，原初状態では，人びとは万人の利益となる選択を行うことになる。人びとはまず（自分だけが割を食わないように）分配の平等を選択する。クラスAの人びとには（クラスBより）多くを分配するという提案があるかもしれない。しかし原初状態の人びとは自分がどのクラスに属しているのか，それが分からない。したがって平等分配を選択することが自分のためにもなる。しかし次に人びとは経済の効率性などを考慮すると不平等を選択するだろうとロールズはみる。平等状態よりも不平等になるほうが全員の暮らしが良くなるのであれば，人びとは不平等を選好する（Rawls 1999: 130/訳 204-5）。そして同時に人びとは格差原理を選択する。もし（無知のヴェールがはずれたあとで）自分が自然的・社会的環境という点で恵まれた状況にはないということが分かったとき（才能にも容姿にも家庭環境にも恵まれないとしても），自分の状況が悪化することは避けたい。そこで格差原理である。人びとは格差原理で合意する。

「自然によって恩恵を被っている人びとは誰であっても，それほど生活状態のよくない人びとの状態を向上させるという条件でのみその幸運から利益を得てもよいのである。」（Rawls 1968: 165/訳 176）

あるいは正義の原理の⑵をいまいちど引くならば，こうである。

「社会的･経済的不平等は（a）最も恵まれない人びとの利益となり，また（b）公正な機会という条件のもとですべての人びとに開かれている職務や地位にのみ伴うものでなければならない，という二つの条件を満たさなければ認められない。」

自然は不平等である。体力や知性に優れたもの・そうでないものがいる。家庭環境に恵まれたもの･そうでないものがいる。こうした不平等な状況において生物は生まれ育つ。それが自然である。動物の世界ではそうした不平等はそのまま（矯正されることなく）展開される。強者が（あるいは運の良いものが）弱者（運の悪いもの）を支配する。それだけのはなしである。動物には選択の能力がないとすれば，自然の世界には正義も不正義もない。しかし人間には道徳能力があり正義感覚がある。正義とは自然の不平等（偶然）に介入しそれを矯正しようとする行動である。

「生まれつきの［才能や資産］の分配・分布は正義にかなうものでも正義にもとるものでもない。人びとが社会に生まれ落ちて特定の地位を占めているのも，不正義とは言えない。こうしたことは単なる自然本性的な事実にすぎない。正義にかなったり正義にもとったりするのは，制度がそうした事実に対処する仕方である。貴族制社会やカースト制社会はこうした［地位の］偶発性を多かれ少なかれ閉鎖的で特権化された社会階級に帰属することの根拠としているがゆえに，どちらの社会とも正義に反している。これらの社会の基礎構造は自然本性に付随する恣意性・気まぐれに立脚している。しかしながら，人間がそうした偶発性に甘んじて身を任せる必然性などまったくない。社会システムは，人間のコントロールを超えた変革不可能な秩序ではなく，人間の活動のひとつのパターンにほかならない。」（Rawls 1999: 87/訳 137-8）

まさしく正義と不正義は自然に介入するところに，介入のかたちのなかに存在するのである。

ここまでの議論の道筋を要約するとこうである。無知のヴェールをかけられた原初状態では人びとは（無意識のうちに）公正な人間となる。自分の利益を考えることがそのまま他者の利益を考えることになる。そういう公正な人びとは自動的に格差原理に合意する。そして格差原理を哲学的に（メタレベルで）反省してみれば，それは自然的・社会的な偶然性を矯正するものであることがあきらかとなる[3]。格差原理の意味がここに開示される。人びとは最初から意識的に偶然性の矯正をもとめたのではないかもしれないが，結果的には（無知のヴェールのもとで判断するしかない場合には）それをもとめることになる。一種の理性の狡智である。

第3章　分配の正義 —— 効率と友愛

1．効率と格差原理

格差原理は格差の存在を正当化する。恵まれた人びとは恵まれない人びとの境遇を改善するかぎり，自分の恵まれた才能・資質・環境を最大限に利用して，自分の境遇を改善させてもよい。したがって格差原理では格差の無制限の拡大さえも，論理的には，許容される[4]。これはしかしロールズ正義論の主旨とは整合しないようにみえる。事実ロールズはいくつかの箇所で，格差が限度を超えると政治的自由を空洞化するがゆえに，富の不平等には上限が設定されると明言している（Rawls 1999: 70, 92, esp. 246/訳 110，144，特に 373）。

格差原理には二つの顔があるようである。ひとつはそれは格差を（条件付きで）肯定する。しかしまたいまひとつには，格差原理は格差を抑制する原理でもある。この二面は完全に整合するわけではなく，ときとしてロールズ正義論のなかに軋みを生みだしている。

私たちはなぜ分配の不平等を受け入れなければならないのか。ロールズは，分配の平等は，「働き」（あるいは市場競争）ではなく「ニーズ」を分配の基準原理とするから，生産の効率を低下させる，と答える。その結果，恵まれない人びとの境遇は分配が平等になると（不平等のときよりも）悪化する[5]。その理由は経済行為へのインセンティブといった（常識的な）ものである。正義の哲学は「貧しさの平等」をめざすものではないとすれば，正義は効率を無視できない。ロールズは「完全に正義にかなった制度は効率的でもある」とさえ言っている（Rawls 1967: 140/訳 137）。これは〈鼻先にニンジンをぶら下げないと馬は（真剣に）走らない〉と言っているのとちがいはない。しかしロールズが提供するニンジンはそれほど魅力的なものではない。そもそも自然的・社会的な（才能・環境の）偶然は道徳的な観点からみれば恣意的であり，自分の才能や功績のゆえに他人よりも多くの富を要求する権原はない —— こうみるのがロールズであるから，彼がご褒美として提供するニンジンも質素なものである。才能や環境に恵まれた人びとが（他人よりも）高い所得を得ることができるのは，(1)恵まれない人びとの境遇を改善する場合，また(2)「自分たちの訓練•教育にかかる費用」を回収する必要がある場合だけである（Rawls 1999: 87/訳 137）。学校や塾に払った授業料を回収できればもう十分だと言っているようであるが，この程度のニンジンがインセンティブになるのかどうか，きわめて疑わしい。またもっと多くのインセンティブがなければ私は走らない（働かない）というのであれば，そもそもそういう種類の（強欲な）人びとは格差原理を受け入れることはないだろう（Cohen 2001 はここを突く[6]）。

いずれにしてもロールズは恵まれない人びとの境遇を改善するためには「才能」「努力」「働き」

などに応じた富の不平等な分配が必要だと言っている。努力（など）に対応した分配システムでなければ生産の効率は上がらず，生産の効率が上がらなければパイも増えず，パイが増えなければ恵まれない人びとへの分配分も増えないからである。もっとも実際問題としては，資本主義的競争経済のもとで，努力のちがいが所得のちがいに直結するわけではない。才能があり努力をしても運に恵まれなければ成功はしない。しかし努力をすれば，しない場合よりも，成功する可能性は高くなる。宝くじを買っても当たる保証はないが，買わなければ絶対に当たることはない。ニーズをベースとする分配は努力とは直接の関係はないが（努力がもとめられるとしても，それが分配決定の基準とはならない），市場経済を媒介した分配システムは努力に応えうる性質をもっている。（分配の平等に反対し）市場経済による分配論を支持する最強のイデオロギーがこれである。

たとえば国家が直接に分配を決定する場合には，国家は何かの基準によって財を分配する。その基準はいろいろである。「ニーズ」「経済への貢献」「身分」「国家への忠誠」といったものであろう。これに対して市場を介した分配システムでは分配を決定する者は誰もいない。人びとは市場で努力し利益をもとめる。運がよければ成功し高い報酬を得る。努力は成功と（まったく）無関係というわけではない。高い成功報酬はたしかにインセンティブを高め，経済の効率を高めるかもしれない。市場を介した分配システムは一般にはまず(1)効率という経済的な理由によって，次に(2)努力に報いる（怠惰には罰を）という道徳的な理由によって擁護される。この二点はたしかに分配の不平等を支える強力な論拠である。（資本主義社会であっても，高率の所得税には不満が強いが，高率の相続税には世間は寛容である。相続は相続人の努力とは関係ないからである。ロールズはこの論理を逆手にとって分配の不平等を攻撃する。良い環境で良い才能をもって生まれたのは本人の努力のたまものではないというわけである。）

2．効率性に対する正義の優先権

しかし他方ではロールズの「正義」は同時に効率性の原則に強い制限を加えている。彼はある社会制度が効率的であるかどうかは最重要の問題ではないという。「効率性に対する正義の優先権」というものが存在するという。すなわち，どのような経済制度を選択するかという問題を考えるとき，「この選択は，経済的根拠のみならず道徳的・政治的根拠にも基づいてなされなければならない。効率性への配慮は意思決定の土台のひとつにすぎず，しかし比較的重要でないことが多い」とロールズは書く（Rawls 1999: 229/訳 350）。また「効率性に対する正義の優先権」について，この「優先権が意味するのは，そもそも正義にもとるものごとへの欲求，もしくは正義にかなった制度編成を侵さずには充たしえない欲求は，まったく重要でないということ」であるとも書く（Rawls 1999: 230/訳 351-2）。

正義は経済の効率に優先する。つまりロールズにおいては，まず効率の観点から分配の不平等が肯定されているが，それは条件付きの肯定である。格差（富の集中）が政治的自由を無意味とするようなレベルに達することを正義は許さない。格差のレベル（格差原理の効力）は正義の観念によって制限される。これはつまりは，貧富の格差があるレベルを超えるときには，たとえ富者の利得行為が恵まれない人びとの境遇を改善するとしても，正義はそれを許さない，ということである。この富者の行為は格差原理では正当化されるが，正義の観点からは正当化されない。そして正義が効率に優先するとすれば，ロールズはここでは格差原理を認めない（その適用を停止する）というこ

とになる。もっともこの問題でロールズがどう対応するのかはなお問題である[7]。なお，どの程度の格差であれば許されるのか，格差の許容限度という問題は政治的な判断の問題であり，「この問題については正義論は何も言うことはない」とロールズは書いている（Rawls 1967: 143/訳 141-2)。

3．格差原理と友愛原理

格差原理はまず経済の効率の側面から肯定される。それはいわゆる「パイの論理」あるいは「トリクル•ダウン効果」とほとんどおなじものである（少なくともそうした論理で解釈できる)。しかしやがて「正義は効率に優先する」という視点が示され，格差原理の効力は制限される。「効率」を制限する「正義」の正体は「友愛」である。格差原理には「効率」という側面と「友愛」という側面がある。そして最終的には友愛が効率を制約するという関係にある。

格差原理の核心を構成するのは，むしろその共同体論的な側面である。

市民革命のスローガンは「自由，平等，友愛」（liberty, equality, fraternity）であった。ロールズによれば，このうち「自由」は正義の第一原理に，「平等」は第一原理における平等の理念と（第二原理の）公正な機会均等原則に対応し，そして格差原理は「友愛」に対応する。

「格差原理こそが社会正義の見地からする友愛の根本的な意義を表現している。」（Rawls 1999: 91/訳 143）

ロールズにとっては格差原理は家族の原理である。

「格差原理は友愛のありのままの意味，すなわち〈暮らし向きのあまりよくない他者の便益にならないとすれば，より大きな利益を占めることを望まない〉という観念と合致するように思われる。家族は（その理想的な構想においてのみならず，しばしば実際上も）総体的利益の総和を最大化する原理が受け入れられない場所のひとつである。家族の成員は，残りのメンバーの利益を増進しつつ自らの利益も手に入れることができなければ，自分だけ得をしたいとは望まない。それが普通だろう。そうである以上，格差原理に基づいて行為したいと願うことは，まさしくこれとおなじ帰結をもたらす。」（Rawls 1999: 90/訳 142）

こういう文脈で「家族」を持ち出し，社会を家族のアナロジーにおいて考えるのは，リベラリズムとしては異例である。社会や国家を「家族のようなもの」とみるのは一般に保守派の常套手段である。ロールズはそれでもあえて家族を持ち出し，効率性原理に対抗する友愛を擁護する。そして各人が生まれながらにもっている才能は「社会の共有の資産」とみなされる。才能は個人的に利用•享受されるものではなく，社会の全員で利用・活用すべきものとなる。これが有名な（悪名高い）才能の共同資産論である。

「格差原理は，諸制度の総体的枠組みが社会の効率性やテクノクラシー的価値観をもはや重視することのないように，社会の基礎構造の達成目標を切り替える。格差原理は，生まれつきの才能の分配・分布を（いくつかの点で）共同の資産（a common asset）と見なし，この分配・分布の相互補完性によって可能となる多大な社会的・経済的諸便益を分かち合おうとする，ひとつの合意を実質的に表している。生まれつき恵まれた立場におかれた人びとは誰であれ，運悪く力負けした人びとの状況を改善するという条件に基づいてのみ，自分たちの幸運から利得を得ることが許される。有利な立場に生まれ落ちた人びとは，たんに生来の才能がより優れていたというだけで，利益を得る

ことがあってはならない。」(Rawls 1999: 87/訳 136-7)

これが格差原理（というよりもロールズ正義論の）核心的な思想である。個々人がもっている才能を社会の「共同の資産」とみなし，この資産を社会全体で有効に利用する —— このテーゼはリベラルな人びとを驚かせ，(ひとによっては）憤慨させた。これは「共産主義だ」「全体主義だ」というわけである。ロールズはのちに多少の弁明を試みているが，しかし基本のスタンスに変更はない。「共同資産」論は堅持されている。

ロールズのこの言葉に憤慨する人びとは所有の自然権を信奉している人びとである。こういう人びとはロックにならい，自己の身体の所有権を原点とし，そこから財産の私有権を導出する。その演繹作業において，社会の存在が無視され，いわば無人の荒野での（自然に対する）孤立的な営み（労働）から所有権が設定される。ロック的個人には社会は存在しない。存在するのは「私」と「創造主（主人)」と（創造主の創った)「自然」だけである。ロック的個人は神に向かって自己の所有の正当性を弁証するのである。

しかし私がｘを私の権利として主張したとしても，私以外の他人がそれを認めなければ意味はない（権利としては成立しない)。私の権利は他者の同意を媒介にしてはじめて成立する。「自然権」などという言葉は形容矛盾である。「円い三角形」と言っているようなものである。もし私が社会の外部にあって森でひとりで暮らしているのであれば，権利を主張する必要はない（誰に向かって主張するのであろうか)。もし他者と共に暮らしているのであれば，権利は共同の合意において成立する。あらゆる権利は「社会権」である。「人間には不可侵の権利ｘがある」と言われる場合でも，ｘを不可侵の権利として設定するのは社会の権力である。すべては媒介された権利である。神聖不可侵の権利などどこにも存在しない。税を事例にマーフィーとネーゲルが看破しているように，「所有権は課税前にではなく，課税後に人びとが支配する資格を与えられた資源に対してもつ権利である。」[8] 井上は（正当にも）「彼｛ロールズ｝の理論は結局は個人権や個人的自由を，格差原理が表現するような平等主義的な集合的目標の追求のために犠牲にする目的論的正義観ではないのかという疑いがある」と書く（井上 1986：135)。その通りであるし，私たちはその点でむしろロールズを受け入れたい。

第 4 章　分配の正義 —— まとめ

資本主義的な市場経済においては，人びとは市場で競い合い，努力と運に応じてそれぞれの所得を獲得する。この世界では，競争のあとになってみなければ自分の所得がどの程度のものとなるかは分からない。市場を介しての分配システムはおのずと分配の不平等を生みだす（それがこのシステムの目的でもある)。しかしそれでもこの分配の市場的システムは(1)経済的な理由(経済の効率性)と(2)道徳的な理由（「努力には褒美を」）によって擁護されてきた（「正義」を「応報原理」とみれば「努力には褒美」原則は正義そのものである)。これは市場による分配システムを擁護する強力な論拠となる。「努力には褒美を」はともかくとしても，怠惰に報償を与えることは道徳的に擁護されることはない。生活保護を受けている人間のサーフィンは人びとのあいだに不正義（不公平）の感情を生みだす。どのような正義論であれ，努力したものとそうでないものを平等に扱うことを受け入

れることはできないだろう。

スミスなどが期待したように，市場経済がそのまま順調に成長し，自由で公正な社会を実現するのであれば，このシステムを変更する必要はない。しかし市場経済は富の不平等を拡大することによって自由社会の根幹を破壊する。これはもう理屈の問題ではない。貧富の大きな格差をもつ社会は恵まれた階層の人びとにとっても住みよい社会ではない。市場システムを(人間の意図を超えた)「自生的秩序」だとみる向きもあろうが，しかし市場システムを選択すること（それを受け入れること）はそれ自体ひとつの（りっぱな）政治的行為である。ドゥオーキンはこう書いている。

「ある国民国家の富が極めて不平等に分配されているとき,その国家が市民に平等な配慮を示しているかどうか疑わしい。というのも富の分配は法秩序によって生みだされるものであり，ある市民の富は，彼の属する共同体がどのような法を制定したかによって著しく左右されるからである。」(Dworkin 2000: 1/訳 7)

市場システムが自由な社会を破壊するとき，正義（法）は分配システムに介入する。介入のためには正当な理屈が必要である。それがロールズの場合には，⑴正義とは公正であり，そして⑵公正とは自然と社会の偶然性に対抗しそれを矯正することにある，とみる視点である。才能の共同資産論はこの論理の一部である。それは「偶然の果実を独り占めにすることは（道徳的に）正しいことではない」といっている。

しかし正義の社会は努力へのご褒美を否定する必要はない。正義の社会は努力や自己責任論を否定する必要はない。正義の社会は万人の基本的なニーズを充足することを最優先の課題とするが，努力といったものに褒美を与えるのは悪いことではない。正義の社会は財の社会的分配ではニーズをベースとし，努力（労働）原則で補完する。ニーズと努力（労働）原則とはあれかこれかの二者択一問題ではない。もし努力（労働）原則だけで分配すれば努力（労働）が物理的に不可能な障害者は分配される権利をもたないことになってしまう。またニーズ原則だけで分配するのであれば努力（労働）の有無は考慮されないことになる（それは不合理であろう)。正義は働けない人びとに働けとは命じないが,働ける人びとに怠惰を勧めることはない。全般的な労働義務は正義の社会にあっても基本となる道徳原理である。

しかし正義が受け入れることのできる格差には限界がある。『正義論』が繰り返し語っているのはここである。経済成長のために格差が（必要悪として）受け入れられるとしても，経済の成長と社会の成熟はおのずと格差原理の効力を制限することになる。私たちの社会がどの程度の格差であれば無理なく受け入れることができるのか，それはロールズのいうように純粋に政治的な判断の問題であるが，グローバル資本主義のもとでの格差の拡大は人間社会の許容限度を超えているという意識は着実に拡がりつつある[9]。

最後にまとめてみれば，

⑴ 正義とは公正である。

⑵ 公正な人間（正義の哲学）は自然的・社会的な偶然（運不運）を放置しない[10]。

これがロールズ正義論の基本スタンスである。

正義をめざす具体的な制度設計と政策はいろいろあろう。途はひとつではない。生産手段の公有

制が絶対の善ではないし，私有制が絶対の悪でもない。状況次第で選択すべきものは変わる。しかし原理に妥協はない。原理は取引の対象にはならない。正義の原理のうち，政治的自由についていえば，現代ではこの問題はすでに決着はついている。政治的自由の権利（自由な選挙活動，言論の自由，思想の自由など）を否定する政治哲学は（先進国では）もう存在しない。民主主義に問題があるにしても，民主主義を否定する政治哲学も存在しない。政治的自由と民主主義に関してもはや原理的な争点は存在しない（リベラル・デモクラシーをとるかタリバンをとるかといった問いは，私たちのあいだでは，存在しない)。その意味では歴史は終わっている。しかし分配の正義の問題はまだ未決の問題である。この問題はまだ原理的に決着していない。分配の正義論などそもそも存在しないという（ハイエクのような）人びとがいるし，リバタリアン的な論理も（現実の政治世界でも）なお強固である。正義論の焦点はいまもなお分配の不平等という現象である。たしかに（ローティのいうように）この点の意識においてマルクス主義は正しかったのである。

注

1．「自由の優先権は次のことを意味している。すなわち，基本的な諸自由が実効的に確立されうるときはいつでも，経済的な暮らしよさの増進のために自由の削減もしくは不平等な自由を受諾することはできない，と。社会的な情況がそうした基本的な諸権利の実効的な確立を許さない場合に限り，自由の制限は認められうる。だがそのときでさえも，自由の制限は，その制限がもはや正当化されなくなるにいたる道筋を準備するのに必要である範囲でしか認められない。平等な自由の否定論が擁護されうるのは，やがてそうした自由が享受されうるように，文明の諸条件を変革することが必要である場合に限られる。」（Rawls 1999: 132/訳 207）

2．「そういうわけで，ロールズの『財産所有制民主主義』であっても，（『動産』personal property 以外の）私有財産への権利はあきらかに安全ではない。（中略）財産それ自体は，もしその集積が『公正』という規範を侵害するとみなされたときにはいつでも再分配の対象となる。」（Taylor 2004: 397. 下線強調は原著者）

3．ロールズは格差原理とは別に「矯正原理」（the principle of redress）というものをあげている。これは格差原理とは概念上はことなる（格差原理は不平等を正当化する原理である)。しかし格差原理は矯正原理を内包している。矯正原理とはこういうものである。「矯正（正義回復）原理とは，不当な（受諾に値しない）不平等は矯正を必要とするという原理である。すなわち，生まれつきの不平等と自然本性的な（才能や資産の）賦存の不平等は不当なものであるため，なんらかの仕方で補償されなければならない。（中略）偶発性の偏りを平等の方向へと矯正するというのが，その理念である。」（Rawls 1999: 86/訳 135）『正義論』第 12 節でロールズは（正義の第二原理を充足する）いくつかの社会システムの比較をおこなっている。このうち「リベラルな平等」の社会はおなじ才能の人間は，生まれた身分には無差別に，成功のための平等な機会が与えられるべきであるとする。つまり「才能に開かれた社会」を要請する。しかし「この構想は富や所得の分配を能力や才能の生来の分布が決定することを依然として容認してしまう」がゆえに正義を充足していない。「所得や富の分配を歴史的・社会的な運・不運任せにする理由がないように，生来の資産｛才能｝の分布に委ねる理由もない。」（Rawls 1999: 64/訳 100）どのような身分の家庭に生まれるかが偶然であり，恵まれた待遇を要求する道徳的根拠がないのとおなじく，どのような才能をもって生まれるのかも偶然であり，恵まれた待遇を要求する根拠はない。しかも家族制度が存続するかぎり，公正な機会など存在するはずがない（Rawls 1999: ibid.)。もし（プラトンがもとめたようには）家族制度を破壊できないとすれば，正義の哲学はこの不公正を矯正する手立てを考えなければならない。生まれた環境ももって生まれた才能も偶然であり，道徳的にみれば，それを根拠にして幸福を要求することはできない。ロールズの平等主義は徹底している。

4．「不正義とは全員の利益とならない不平等である。」（Rawls 1999: 54/訳 86）いま貧者と富者の所得格

差をより平等な（格差縮小の）方向へと矯正するとする。その結果，富者はもちろん貧者の所得も減るとするとそれは不正義である。逆に貧者と富者の所得格差を広げるが，しかしその結果として富者のみならず貧者の所得も増加するとき，それは正義の要請に適う。格差原理は格差の拡大を論理的に容認しうるという性質をもつ。

5．「ケインズは，第一次世界大戦以前になされた莫大な資本蓄積は，富が平等に分割された社会では決して生じなかっただろうと述べている。（中略）急激な資本蓄積と全員の一般的な生活水準が（大なり小なり）着実に改善されることとを可能にしたのは，まさに富の分配の不平等であった。」（Rawls 1999: 263/訳 398）

6．インセンティブについて一言注記する。インセンティブと効率性の問題はどこかでマルクスの生産力の論理とつながっている（そしてマルクスの生産力の論理はスミスのパイの論理とつながっている）。マルクスによれば生産力の水準が社会改革の水準を規制する。生産力が「十分に」発展していないことが社会改革の限界を定めるとすれば，生産力の十分な発展が社会改革のレベルを引き上げることになる。そして生産力の十分な発展のためには生産増強のための十分なインセンティブが必要となるとみる。これはまず資本主義制度を肯定する論拠となる。『共産党宣言』などでみられるように，ブルジョアジーの支配はそれなりに称賛される。そしておなじく生産力水準を考慮して，社会主義の初期段階では「労働に応じた分配」が必然となるという。生産力が十分に発展したとき社会はついに「ニーズに応じた分配」を実現するだろう。これがマルクスの考え方である。この考え方の問題は「十分な」生産力とはどの程度の生産力なのか，それが原理的に確定できないところにある。そうなると分配の不平等で得をしている人びとはいつになっても「まだ不十分だ，まだインセンティブは必要だ」と言えることになる。生産力や生産性を語る理屈はこうして分配の不平等を永遠に擁護する論理に転化してしまう。正義論はどこかでこの悪循環を断ち切らなければならない。

7．二つの国を考える。A国は格差原理を充足している。B国は充足していない。しかし最も恵まれない人びとの生活水準はB国のほうが高い。この場合，正義の理論はどちらを選択するのか，これは簡単な問題ではない（Taylor 2004: 392）。ロールズが正義は（たとえ格差原理を充足していても）富者の所得を制限できるとみるとき（ロールズが明示的にこう言っているわけではないが），おそらく私たちの社会はすでに低開発の段階を抜け「豊かな社会」にあるという想定がある。そうした社会では成長よりも分配の平等が重要な社会テーマとなる。

8．「私たちのアプローチが日常的な政治の標準的なメンタリティから大きく分岐する地点は，所有は慣習にすぎないと主張し，所有権が道徳的に根底におかれるとの考えを否定する点である。租税の公正についての伝統的な概念とその政治的類似物に抵抗するためには，人びとの課税前の所得と富がどんな道徳的な意味においてもその人自身のものであるという考えを拒絶することが必要なのである。私たちは所有を租税システムによって撹乱されたり浸食されたりするものではなく，むしろ租税システムによって創出されるものと考えなくてはならない。所有権は課税前にではなく，課税後に人びとが支配する資格を与えられた資源にたいしてもつ権利である。」（Murphy and Nagel 2002: 174–5/訳 199）労働所有権をベースに現行の資本主義システムを擁護する人びとがいるが，これはまったくの的外れであるか，意識的な欺瞞である。ロックの世界ではまだ額に汗して働く人びとの姿がイメージとしてあったが，大企業のCEOの法外な報酬を労働所有権で擁護するのは詐術というものである。労働所有権批判は立岩（2004）を参照されたい。

9．この世界，富の不平等の拡がりは自由な社会の根底を掘り崩してしまうだろうという危機意識（だけ）は着実に広がっていると言えるだろう。「オバマ大統領は連邦政府と取引のある企業に対し，幹部対労働者の賃金比率が20対1を超えるような幹部報酬を支払ってはならない，というルールを提案した。これが実現すれば。連邦政府はオラクル（1284対1），GE（491対1）そしてAT&T（339対1）との取引を停止することになる。……ロードアイランド州は，最も給料が安い社員の32倍以上の幹部報酬を払っている企業からは，製品•サービスを購入しないことを検討中だ。……欧州連合（EU）は，一部の大手欧州銀行の莫大なボーナスを目にしたこともあり，銀行員に固定給の2倍を超えるボーナスを禁止することを検討中である。」（Kotler：訳 80–1）

10.「有利な立場に生まれ落ちた人びとは，たんに生来の才能がより優れていたというだけで，利益を得ることがあってはならない。……より卓越した生来の能力を持つに値する者は誰ひとりいないし，より恵まれた社会生活のスタート地点を占めるに値する者もいない。」正義は「生まれもった資産の分配・分布における恣意的で無根拠な境遇もしくは社会生活を開始する地位から［不当な］利得を挙げたり損失をこうむったりする者が皆無であるような社会システム」をめざす（Rawls 1999: 87/訳 137）。

参考文献

＊訳文は邦訳を基本とするが必ずしもおなじではない。

Cohen. G. A. [2001], *If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich?* Harvard University Press.（渡辺雅男・佐山圭司訳『あなたが平等主義者なら，どうしてそんなにお金持ちなのですか』こぶし書房，2006 年）

Dworkin Ronald (2000), *Sovereign Virtue*, Harvard University Press.（小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社，2002 年）

Kotler Phlip (2015), *Confronting Capitalism*, AMACOM.（倉田幸信・高岡浩三訳『資本主義に希望はある』ダイヤモンド社，2015 年）

Murphy Liam and Nagel Thomas (2002), *The Myth of Ownership*, Oxford University Press.（伊藤恭彦訳『税と正義』名古屋大学出版会，2006 年）

Rawls John (1958), Justice as Fairness, in Samuel Freeman ed., *John Rawls Collected Papers*, Harvard University Press, 1999.（田中成明訳「公正としての正義」，ロールズ『公正としての正義』田中成明編訳，木鐸社，1979 年所収）

――(1968), Distributive Justice: Some Addenda, in Samuel Freeman ed., *ibid*..（岩倉正博訳「分配における正義：若干の補遺」，ロールズ『公正としての正義』田中成明編訳，木鐸社，1979 年所収）

――(1975), A Kantian Conception of Equality, in Samuel Freeman ed., *ibid*..（藤原保信訳「秩序ある社会」，岩波書店編集部編『現代世界の危機と未来への展望』岩波書店，1984 年所収）

――(1999), *A Theory of Justice*, revised ed., Harvard University Press.（川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店，2010 年）

――(2001), *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, Harvard University Press.（田中成明・平井亮輔・亀本洋訳『公正としての正義・再説』岩波書店，2004 年）

Rorty Richard (1999), *Philosophy and Social Hope*, Penguin Books.（抄訳．須藤訓任・渡辺啓真訳『リベラル・ユートピアという希望』岩波書店，2002 年）

Taylor Quentin (2004), An Original Omission?: Property in Rawls's Political Thought, *The Independent Review*, v. VIII, n. 3, Winter 2004.

井上達夫（1986），『共生の作法』創文社．

立岩真也（2004），『自由の平等』岩波書店．